

平成 29 年度訪日外国人観光客向け土産品開発事業

公募要項

平成 29 年 9 月 12 日
復 興 庁

1. 事業の趣旨

東日本大震災により東北の観光業も大きな影響を受けていたが、平成 28 年の東北の外国人宿泊客数は震災前水準を上回るなど、観光復興は着実に進展しているところ。他方、震災による被害が特に大きかった沿岸部においては、外国人旅行者の受入れ体制が不十分なところが多く、底上げを図る必要がある。

本事業においては、宮城県、特に被災地沿岸部の事業者が連携し訪日外国人観光客向けに、地域の魅力を発信できる統一的なコンセプトを構築するとともに、当該コンセプトの下で地域の特産物や日本独自の伝統文化を取り入れた魅力ある土産品の商品開発を行うことを支援することにより、東北においてインバウンド対応可能な地域資源の増加を図ることとする。

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、提案書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
- (4) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (6) 事業等の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (7) 事業を適確に遂行する技術的能力及び知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (8) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- (9) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (10) 事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 募集する提案

本事業は、公募により広く企画の提出を求める「企画競争」として提案を募集するものである。所要の選定手続を経て、対象事業を選定した後、当該事業の提案団体と契約を締結し、国による事業として実施することとしている。

また、外部協力者への再委託又は共同実施の提案を行う場合、事業の総合的な判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委託等することはできない。

以下の事項に留意の上、提案を行うこと。

※ なお、選定結果の通知後も、会計法令に基づく契約手続が完了するまでの間は、何ら復興庁と契約関係が生ずるものではない。

(1) 募集する提案の内容

本事業では、宮城県、特に被災地沿岸部の訪日外国人観光客受入体制の強化を目的として、宮城県、特に被災地沿岸部の事業者が連携した訪日外国人観光客向け土産品の商品開発の支援を含む企画を開催する取組を募集する。

なお、複数の提案も可とする。

(2) 事業の選定基準

事業の選定は、提案内容を踏まえ、次のような観点から選定する。

- ① 連携した宮城県の事業者への支援について、実績や経験から適切な助言を行うことのできる専門家を確保しているか。
- ② 連携した宮城県の事業者を集めた会議体について、適切な実施内容となっているか。
- ③ 連携した宮城県の事業者への支援全体について、地域の地域資源の魅力向上につながる工夫がなされているか。

(3) 本事業で支出する経費の範囲

本事業で支出する経費は、宮城県、特に被災地沿岸部の事業者が連携した訪日外国人観光客向けの土産品商品開発への支援にかかる経費である。(地域外の専門家を招聘する旅費、その他人件費等。)

採用する提案は1件であり、最大800万円程度の予算額を想定している。

【支出対象とならない経費の例】

例えば、以下に掲げる経費は支出対象とはならない。

- ・ 施設・車両・設備の購入や整備、用地の取得等に係る経費（いわゆるハード事業、ただし、消耗品の購入やリースは可）
- ・ イベント等の実施だけを目的とした経費
- ・ 策定だけで終わってしまう地域ビジョンの取りまとめに係る経費
- ・ 提案のあったプロジェクトの実施に直接必要とならない経費（提案団体において

従前から実施している活動の運営経費等)

- ・ 実施期間外の活動に係る経費
- ・ 国等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費（他事業と重複補助にならぬよう、負担区分が明確になるようご注意ください） 等

(4) 実施期間

本事業の実施期間は、契約の締結日から平成 30 年 3 月 30 日までとする。

4. 本事業で実施する内容

(1) 宮城県、特に被災地沿岸部の事業者が連携して行う訪日外国人観光客向け土産品商品開発への支援

宮城県、特に被災地沿岸部において、訪日外国人観光客を中心としたターゲット層に向けて魅力ある土産品を開発し、海外に発信できる観光資源を増加させることを目的として、訪日外国人観光客・首都圏他の大消費圏向けの商品開発実績・販路のある専門家等をアドバイザーとして迎え、宮城県、特に被災地沿岸部において訪日外国人観光客向け土産品商品開発について意欲のある事業者が連携した土産品の商品開発の支援を行う。

① 開発する土産品の決定

- ・ 訪日外国人観光客向け土産品の商品開発に意欲のある事業者を集めた商品開発のための会議体を設置し、開発した商品を販売することを念頭に、売り込むターゲット、商品のコンセプト・ストーリー性、パッケージについて専門家のアドバイスを受けながら検討を行い、どのような商品を開発するのか決定すること。個々の商品に加えて、開発商品全体にかかる統一コンセプト・ストーリーについても検討し、当該コンセプトに基づいて、開発商品の販売に当たって使用するブランドネームやロゴをデザインすること。

企画提案の段階では、商品開発に意欲のある事業者がおり、会議体を設置することが可能な一つの地域を宮城県の被災地沿岸部の中から提案すること。会議体の構成員は、アドバイザー、デザイナー、参加事業者、関係自治体、商工会とする。契約締結前までに、本事業に参加する事業者 3 社以上を選定すること。また、関係自治体、商工会の参加の了承を得ること。

- ・ 商品開発に意欲のある事業者の既存の商品の課題・改善点を把握した上で、既存商品の改善あるいは新商品の開発といった方向性を決定すること。最終的に 6 商品程度の開発を目標とする。アドバイザーについては、訪日外国人観光客や首都圏等大消費圏向け商品開発の実績や経験、販路を有するとともに、上記により開発する土産品への適切な助言を行うことができると見込める者を 1 名以上、訪日外国人観光客や首都圏等大消費圏向けの販路を有する流通業のバイヤー等 1 名以上、合計 2 名以上を選定すること。デザイナーについては、開発商品の販売に当たって使用するブランドネームやロゴのデザイン制作に関して、実績や経験、

専門的な知識を有するとともに、適切な助言を行うことができると見込める者を1名選定すること。当該アドバイザー、デザイナーを選んだ理由や実績・経歴についても提案に含めること。なお、事業の効果をより高めると認められる場合には、事業開始後、アドバイザー、デザイナーを変更することができるものとする。

② アドバイザーから連携した宮城県、特に被災地沿岸部の事業者への土産品開発支援

- ・土産品開発のための会議体を5回程度開催、アドバイザー・デザイナーが参加し適切な助言を行うこと。商品企画・試作・パッケージの検討等、各会ごとに順を追って適切なテーマを設定すること。
- ・事業者の自発的な商品開発・改善提案の促進を目的として、ターゲット層がどのような商品を魅力的と感じるか、実践的に学ぶ機会を設けること。
- ・土産品開発の目標としては、アドバイザーの所属する組織や有する販路において商品として販売できるレベルとなることを目指し、本年度は、土産品の試作まで行うこと。
- ・ブランドネームやロゴのデザインと統一したイメージで個々の商品のパッケージデザインを行うこと。
- ・土産品開発のための会議体の開催状況と、商品企画や試作・評価などの商品開発工程を記録すること。

③ 事業者等との連絡調整

- ・①～②の業務を遂行するため、支援対象とする宮城県の事業者、商品開発のアドバイザー及びその他の関係者との連絡調整に当たること。

④ その他

- ・①～③の他に、又は①～③に付随して、事業の効果を高めるために有効と考えられる企画内容があれば、積極的に提案を行うこと。

(2) 報告書の作成

(1)の実施を踏まえ、取組内容の効果の検証等に関する報告書を事業終了前に作成すること。

※ なお、復興庁は、報告書の一部又は全部をホームページ等で公表することができるものとする。

(3) 進捗状況の報告

本事業の実施にあたっては、進捗状況を定期的に報告すること等により、復興庁と緊密に連絡を取ること。

5. 応募に際しての必要書類

様式1から様式3（A4判）に示すとおり。

提案の内容について具体的かつ明確に記載するとともに、内容について概要資料又は

詳細な説明資料がある場合には添付しても構わない。

なお、様式については、復興庁宮城復興局ホームページ（以下のリンク先）から提案書様式ファイルをダウンロードすること。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/000283.html>

①様式1（Excel形式）：提案書

次の事項について記載すること。

ア 提案名

イ 提案者についての情報

ウ 土産品商品開発支援の実施内容（アドバイザーの提案及び提案理由を含む。）

エ 提案者（連携して取組みを進める関係者がいる場合は、当該関係者を含む。）における類似取組の実績

オ 再委託先（再委託が必要な場合）

②様式2（Excel形式）：費用積算書

事業の実施に必要な経費を、①土産品商品開発の支援、②報告書の作成に分けて記入すること。

③様式3（Word形式）：誓約書

暴力団等に該当しない旨の誓約書（提案団体の中に複数の構成団体が含まれる場合は、提案団体の代表団体の誓約書のみ）を、記名・押印の上、提出すること。

6. 公募期間・提案書類提出方法

(1) 公募期間

○ 公募期間

平成29年9月12日（火）～平成29年10月3日（火）

○ 公募締切

平成29年10月3日（火）12:00

(2) 提案書類提出方法

以下の提出物について、下記送付先に原則郵送（宅配便も可）で提出すること。

ファイルには綴じず、提出物をそのまま封筒に入れて提出すること。

※ 郵送は書留郵便に限る。

郵送の場合、封筒の表に「平成29年度訪日外国人観光客向け土産品開発事業提案書在中」と記載し、1提案ごとに送付すること。

平成29年10月3日（火）12:00 必着

(3) 提出物

○ 紙媒体11部（原紙1セット、コピー10セット）

※提出書類はホチキス止めをしないこと。

- 電子媒体 1 部（光ディスク（CD-R 又は DVD-R ディスク））

※様式 3 は不要。

- 全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し 1 部

(4) 提出先

復興庁宮城復興局復興特区・観光班 木内、三本 宛

〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 13 階

地図

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/j-miyagi.html>

なお、電子媒体の使用可能なソフトは、「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Microsoft PowerPoint2013」以前の形式に限る。

7. 企画競争説明会の開催

以下のとおり、企画競争に関する説明会を開催する。（参加は任意とする。）

(1) 日時

平成 29 年 9 月 19 日（火）10 時 00 分～

(2) 場所

復興庁宮城復興局 会議室

（宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 13 階）

8. 問い合わせ先

事業内容や応募様式の記入方法に関する不明点については、以下の連絡先に問い合わせること。

【連絡先】

復興庁宮城復興局復興特区・観光班 木内、三本 宛

〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 13 階

E-Mail toshinori.kinouchi.t9j@cas.go.jp

junichi.mitsumoto.w5y@cas.go.jp

TEL 022-266-2166

(受付時間：平日 9:30～17:30)

FAX 022-266-0315

問い合わせはE-mail または FAX (様式自由、ただし規格は A4 判) で行うこと。なお、問い合わせの際は、件名 (題名) を必ず『平成 29 年度訪日外国人観光客向け土産品開発事業』として、回答送付先の組織名、担当窓口の部署名、担当者の氏名、連絡先 (E-mail または FAX) を明記すること。

【問い合わせの受付期間】

平成 29 年 9 月 12 日 (火) 9:00～平成 29 年 10 月 3 日 (火) 12:00

9. その他

- ・ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 応募に必要な資格のない者の提出した書類、また、提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とする。
- ・ 必要書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 提出された書類は、原則返却しないこととする。
- ・ 提出された書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・ 採用された書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- ・ 本業務に関連して受注者が知り得た情報については、守秘義務が生じる。ただし、提出される成果物に含まれる情報についてはこの限りではない。

以上